

佐賀県告示第 584 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 28 年 12 月 2 日から平成 29 年 1 月 4 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 12 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員メー トル	延長メー トル
県道 三瀬神埼線	神崎市神埼町的字五本黒木 580 番 3 地先から 神崎市神埼町的字四本黒木 343 番地先まで	後	14.1 ~ 6.5	542.5
	神崎市神埼町的字五本黒木 580 番 3 地先から 神崎市神埼町的字四本黒木 343 番地先まで	前	13.3 ~ 6.8	542.3
	神崎市神埼町鶴字御敷町1495 番 1 地先から 神崎市神埼町鶴字枝刈3415番 5 地先まで	後	35.2 ~ 6.5	2,797.4
	神崎市神埼町鶴字御敷町1495 番 1 地先から 神崎市神埼町鶴字枝刈3415番 5 地先まで	前	34.6 ~ 6.7	2,812.6
県道 肥前神埼停 車場平八本 松線	神崎市神埼町田道ヶ里字駅三 本松 2366 番 1 地先から 神崎市神埼町田道ヶ里字平八 本松 2462 番 37 地先まで	後	14.2 ~ 11.0	170.9
	神崎市神埼町田道ヶ里字駅三 本松 2366 番 1 地先から 神崎市神埼町田道ヶ里字平八 本松 2462 番 37 地先まで	前	19.7 ~ 11.0	174.2
県道 若宮鶴線	神崎市神埼町鶴字鶴籠2593番 1 地先から	後	20.9 ~ 14.3	167.9

	神崎市神埼町鶴字秀鶴1057番 1地先まで			
	神崎市神埼町鶴字鶴籠2593番 1地先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴1057番 1地先まで	前	35.0 ~ 14.3	175.9
県道 吉田鶴線	神崎市神埼町鶴字今鶴 874 番 1地先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴 927 番 1地先まで	後	22.4 ~ 16.8	139.1
	神崎市神埼町鶴字今鶴 874 番 1地先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴 919 番 1地先まで	前	29.6 ~ 16.8	145.3